

鹿児島県農地中間管理事業支援等基金に係る基本的事項の公表

令和5年6月26日

1 基金の名称

鹿児島県農地中間管理事業支援等基金

鹿児島県

2 基金の額及び国庫相当額

1. 農地中間管理機構事業に係る事業資金

	25年度	26年度				27年度		28年度		29年度	
	補正	当初	補正	運用益	取崩	運用益	取崩	運用益	取崩	運用益	取崩
基金造成額	572,351,000	431,870,000	10,952,000	1,518,552	▲ 3,661,174	2,540,648	▲ 59,451,916	1,317,183	▲ 236,492,840	1,086,129	▲ 236,454,797
うち国費相当額	572,351,000	431,870,000	10,952,000	1,518,552	▲ 3,661,174	2,540,648	▲ 59,451,916	1,317,183	▲ 236,492,840	1,086,129	▲ 236,454,797

	30年度		R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		残額
	運用益	取崩	運用益、返還金	取崩	運用益、返還金	取崩	運用益、返還金	取崩	運用益、返還金	取崩	
基金造成額	299,484	▲ 242,285,355	4,293,755	▲ 223,411,312	8,523,651	▲ 14,558,076	12,135,057	▲ 7,868,084	2,082,751	▲ 24,786,656	0
うち国費相当額	299,484	▲ 242,285,355	4,293,755	▲ 223,411,312	8,523,651	▲ 14,558,076	12,135,057	▲ 7,868,084	2,082,751	▲ 24,786,656	0

2. 機構集積協力金交付事業に係る事業資金

	25年度	26年度				27年度		28年度		29年度	
	補正	当初	補正	運用益	取崩	運用益	取崩	運用益、返還金	取崩	運用益、返還金	取崩
基金造成額	670,932,000	439,072,000	815,522,000	1,766,468	▲ 51,229,874	4,705,105	▲ 999,379,731	1,464,231	▲ 380,256,067	2,008,790	▲ 287,320,493
うち国費相当額	670,932,000	439,072,000	815,522,000	1,766,468	▲ 51,229,874	4,705,105	▲ 999,379,731	1,464,231	▲ 380,256,067	2,008,790	▲ 287,320,493

	30年度		R元年度		R2年度		R3年度		
	運用益、返還金	取崩	運用益、返還金	取崩	運用益、返還金	取崩	補正	運用益、返還金	取崩
基金造成額	2,311,113	▲ 157,863,918	2,156,890	▲ 607,482	4,032,465	▲ 285,100	158,217,000	2,610,479	▲ 147,026
うち国費相当額	2,311,113	▲ 157,863,918	2,156,890	▲ 607,482	4,032,465	▲ 285,100	158,217,000	2,610,479	▲ 147,026

	R4年度			残額
	補正	運用益、返還金	取崩	
基金造成額	378,700,000	2,255,673	▲ 175,406,834	433,257,689
うち国費相当額	378,700,000	2,255,673	▲ 175,406,834	433,257,689

3 基金事業等の概要

1. 農地中間管理機構事業

農地中間管理機構を通じた担い手への農地の集積・集約化を促進するために必要な経費を補助する。

2. 機構集積協力金交付事業

担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構に農地を貸し付けた地域及び農地の出し手に対し、協力金を交付する。

4 基金事業等を終了する時期

令和6年度(予定)

5 基金事業等の目標

令和5年度に担い手が利用する耕地面積を全耕地面積の9割とする。

	平成24年度	令和5年度
鹿児島県全耕地面積	122,400ha	116,000ha
うち担い手が利用する面積	45,534ha	104,400ha
担い手への農地集積率	37%	90%

6 給付対象となる事務又は事業関係

1. 農地中間管理機構事業

- ・採択に当たっての申請方法 農地集積・集約化等対策事業実施要綱の第6の3参照
- ・申請期限 随時
- ・審査基準 農地集積・集約化等対策事業実施要綱の第3の1参照
- ・審査体制 担当部局において審査

2. 機構集積協力金交付事業

- ・採択に当たっての申請方法 農地集積・集約化等対策事業実施要綱の第6の3参照
- ・申請期限 随時
- ・審査基準 農地集積・集約化等対策事業実施要綱の第3の3参照
- ・審査体制 担当部局において審査